

2018年(平成30年)8月29日

議会活性化検討委員会 2016

委員長 布目 裕喜雄 様

議員 小泉 一真

議員定数についての検証結果(答申)案について(具申)
表記の件について、下記のとおり意見を具申しますので、なるべくお取り計らいください。

記

1. 住民自治協議会との「協働」について

(1)意見: 「4 本市議会議員の定数の在り方について(vii)」において、

「(前略)議員の新たな役割として、住民自治協議会と協働して地域課題の解決に当たることが求められています。」

との文言を修正し、

「(前略)議員の新たな役割として、各住民自治協議会が抱える地域課題に考慮しつつ問題解決に当たることが求められています。」

等とする。

(2)理由: 「協働」の語意は「同じ目的のために、協力して働くこと」(weblio)であり、答申案の表現は強すぎる。議会事務局に確認したところでは、議会が今までに発出した文書等において、議会が自治協議会と「協働」している等の表現が用いられた事例はないとのことであった。各自治協議会の主張の是非については、十分にその意を理解した上で議会は独自に市全体の公益に立って判断してきたのが実情であるし、それが議会のあるべき姿といえる。

なお、議会基本条例においては、「市民との関係」及び「市長等との関係」については定めがあるが、住民自治協議会との関係については定めていないことから、これに係る答申案の表現については慎重を期すべきものとする。

2. 女性議員について

(1)意見: 女性議員が定数に占める比率を向上させる必要性があり、議会は今後の取り組みが求められている点について言及を要する。

(2)理由: 本年5月「政治分野における男女共同参画推進法」施行に伴い、「地方公共団体の議会の議員の選挙において」「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものと」され、地方公共団体は「政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定」する等の努力義務を課されているため、市議会としても取り組みが求められる。